

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 22 日現在

機関番号：25201

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2014

課題番号：23530189

研究課題名(和文)2013：数値目標失効後の世界 - 機能が低下した地球環境ガバナンスの行方

研究課題名(英文)The world without quantitative targets: the future of global environmental governance

研究代表者

沖村 理史 (Okimura, Tadashi)

島根県立大学・総合政策学部・教授

研究者番号：50453197

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文)：2012年に終了した京都議定書第一約束期間後、国際社会は国際法的には数値目標が失効した状況に入った。本研究では、数値目標失効後の変容した気候変動ガバナンスの特徴は、各国が自主的に決定した国内対策を積み上げて気候変動抑制を目指すボトムアップ型アプローチにあると分析した。また、この制度の形成過程では、多様な先進国・発展途上国の国益を踏まえつつ、全会一致で合意を形成するために、気候変動交渉参加国が重視している点として、京都議定書や炭素市場で明らかになった国家間の不公平感を払拭し、意思決定が頭越しになされないことをあげた。

研究成果の概要(英文)：International society has been facing the world without quantitative targets since 2013, when the first commitment period of the Kyoto Protocol ended. This research project concluded that the feature of climate change governance without quantitative targets after 2013 is a bottom-up approach, which aims to mitigate climate change through combined domestic policies called Intended Nationally Determined Contributions (INDCs). Under the process to formulate agreement, all parties for the U.N. Framework Convention on Climate Change (UNFCCC) emphasize transparency for decision making and equities which could not be achieved by the Kyoto Protocol and carbon market where winners and losers had emerged.

研究分野：国際関係論

キーワード：ガバナンス 気候変動問題 国際関係論 政治学 環境問題

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究開始当初の国際的状況

本研究を申請した 2010 年秋の段階では、2012 年末に期限を迎える京都議定書第一約束期間終了以降、気候変動対策の国際制度は、法的拘束力を持つ数値目標が存在しない世界を迎える可能性が高かった。とくに、オバマ大統領、メルケル大統領、温家宝首相など世界の首脳が集まった 2009 年の COP15 で交渉が決裂したことは、京都議定書型の気候変動ガバナンスと全会一致で交渉を行う気候変動枠組条約下での交渉の限界が一部から提唱される契機となった。他方、2007 年にノーベル平和賞を受賞した気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の第四次報告書が 2009 年に発表されたが、そこでは、気候変動問題の深刻さを明らかにされていた。したがって、気候変動の科学は、気候変動対策の必要性を訴えており、環境問題に敏感な市民は気候変動対策を進展させることを望んでいた。このように、科学・市民と国際政治の意識の乖離がある中で、2013 年以降の気候変動問題をめぐる国際制度 (気候変動ガバナンス) の内容とその形成過程に国際社会が注目していたのが、研究当初の国際的状況であった。

(2) 研究動向

2013 年以降の気候変動ガバナンスの研究については、大きく分けて三つの研究分野で研究成果が発表されていた。

第一が、望ましい気候変動ガバナンスを提言する研究である。これらの研究は、環境政策論や環境経済学の知見を踏まえて行う政策提言が多く、望ましい気候変動ガバナンスの姿を紹介しているものの、現実の国際交渉の場で議論されている内容を踏まえていなかったり、その望ましい気候変動ガバナンスの姿が国際交渉で合意されるまでの現実的な道のりを踏まえてないものも見られた。

第二が、実際の国際交渉で議論されている内容を紹介した研究である。その多くは条約交渉に参加してきた研究者、官僚、記者などが整理した交渉史、および交渉の内容紹介という側面が強く、研究動向の最前線を理解することは出来るが、その交渉自体が複雑化していたため、研究の内容も複雑な交渉を解説するものが多かった。

第三が、気候変動枠組条約交渉以外の場での気候変動対策の進展を紹介するもので、欧州における炭素市場の動向とその役割を分析したり、多数国が参加する地域間協力における気候変動対策の実践を分析したり、国連などでの気候変動対策の検討状況を分析したものであった。

これらの三つの研究分野は相互に関連している。本研究で設定した研究テーマである気候変動ガバナンスの変容の全体像を分析するためには、この三つの研究分野の研究成果を踏まえた分析を行うことが必要である。

(3) 研究の意義

上記の研究当初の背景と研究動向の二点から、これまでの国際交渉を踏まえた上で、気候変動ガバナンスの主たる仕組みである 2013 年以降の国際制度 (ポスト京都議定書) と従来の制度の変容点を分析するとともに、その変容過程の国際交渉を明らかにするという問題意識をもち研究を進めることとした。また、気候変動枠組条約の下で行われてきた国際交渉を主たる研究対象としたが、気候変動ガバナンスにおけるポスト京都議定書以外の制度や仕組み (例えば、EU 排出枠市場や、二国間、地域間協力など) の相対的重要性が高まっていることを踏まえ、これらの制度も検討の対象に加えることとした。

これにより、本研究は、複数の研究分野との学際的な研究を踏まえ、現在進行している国際制度形成を追うという点で極めて独特な特徴を持ち、さらに地球環境政策研究という実社会が社会科学に求めているながらも先行研究が少ない課題指向型研究という特徴も兼ね備えたものとして位置づけられた。このユニークかつ野心的な研究を通じて、学術的及び社会的に重要な貢献を行うことが、研究の意義であった。

2. 研究の目的

2009 年の COP15 で交渉が決裂した結果、それまでの交渉で積み上げてきた成果も大きく損なわれた。その結果、2013 年以降の気候変動ガバナンスは京都議定書のように法的拘束力を持つ数値目標を前提としないガバナンスの在り方も模索され始めていた。そのように、数値目標失効後の機能が低下した気候変動ガバナンスの下、新たに国際社会が構築する気候変動ガバナンスの内容と、その制度の形成過程を解明することを目的とした。

3. 研究の方法

本研究では、進行している国際交渉に参加しつつ、関係者に対して調査を行うことを通じて、2013 年以降の国際的な気候変動政策がどのような仕組みを通じて実行されていくのか実態調査を行った。

4. 研究成果

(1) 気候変動交渉の経緯

2005 年の京都議定書発効後、気候変動交渉の焦点となったのは、京都議定書の第一約束期間が終了する 2013 年以降の国際枠組みであった。2005 年の COP11 では、京都議定書の約束を検討する京都議定書下の特別作業部会 (AWG-KP) が設けられ、米国を除く先進国の約束の内容の検討が行われることとなった。2007 年の COP13 では、気候変動枠組条約下に新たに長期的な協力の行動のための特別作業部会 (AWG-LCA) が設けられ、アメリカや発展途上国も含む全世界が気候変動問題に取り組むための国際枠組みが議論される場が整った。さらに、これらの特別作業部

会は 2009 年にコペンハーゲンで開催される COP15 までに作業を終えることとされた。

期限とされた 2009 年の COP15 まで特別作業部会が何度も開催されたが、交渉の進展は遅かった。京都議定書の内容、発効の過程、炭素市場の動向、資金メカニズムの進展などをつぶさに見ていた各締約国は、京都議定書の後継制度で、自国に有利になる制度設計を目指し、新提案や、自国にとって有利な解釈を行った。その結果、交渉の議論は複雑化するとともに、各国、各国家間グループの対立がより明らかになっていった。

COP15 では、各国の意見が集約できず、ポスト京都議定書はもちろん、その前の段階の枠組み合意を形成することも困難を極めた。議事の最終盤には、アメリカのオバマ大統領が新興国の首脳達と合意案（コペンハーゲン合意）を作成したが、アメリカと外交面で対立している一部のラテンアメリカ諸国の反対によって、全会一致での意思決定ができず、締約国会議の決定として採択できなかった。

コペンハーゲン合意の内容で重要なポイントは、各国が自国の取り組みを設定し、条約事務局に登録することであった。これは、停滞していた国際交渉を進める動機づけとして、各国が自国でできる取り組みを示すという意図がみられたが、国際交渉で数値目標を決めた京都議定書のようなトップダウン型アプローチから、各国が自主的に目標を示すボトムアップ型アプローチへの転換とも受け止められた。しかし、設置されていた両特別作業部会は存続したため、先進国を対象に京都議定書の約束強化を検討するトップダウン型アプローチを検討する場（AWG-KP）、アメリカや発展途上国も含む多様なアプローチを検討する場（AWG-LCA）、そしてボトムアップ型アプローチを認めるコペンハーゲン合意の三つが共存することとなった。

2010 年にカンクンで開催された COP16 では、コペンハーゲン合意の骨子を正式に締約国会議の決定とし、と同時に両特別作業部会の継続を決定したカンクン合意をまとめあげた。また、京都議定書の第二約束期間の設定については合意がまとまらず、両特別作業部会は継続して開催することとなった。

2011 年にダーバンで開催された COP17 は、継続して開催される両特別作業部会の内容が主要な議論となった。具体的には、京都議定書の第一約束期間が 1 年強で終了するため、京都議定書をどのような形で存続させ、また同時に 2013 年以降の将来枠組みに向けた取り組みをどのように進めるのか、といった点が争点となった。交渉の結果、すべての国に適用される法的文書の作成に向けた道筋を議論する場として新たな特別作業部会（ADP）が設けられ、2020 年から発効させ実施に移すために、ADP の作業を 2015 年中に終わることが合意された。これにより、2015 年にパリで開催される COP21 で国際合意がまとまる気運が高まった。また、第二約束期間（2013-2020

年）の設定も合意され、翌年の COP18 で京都議定書の改正を目指すこととされた。この決定がダーバン合意である。

ダーバン合意を受け、2012 年に開催された COP18 では、京都議定書を改正するドーハ改正が成立し、AWG-KP と AWG-LCA の両特別作業部会は役目を終えた。ドーハ改正では、2013 年から 2020 年までの数値目標が定められたが、第二約束期間に拘束されることを嫌ったカナダ、日本、ニュージーランド、ロシアには数値目標が設定されず、豪州、欧州、旧ソ連の一部を対象とするにとどまった。

2013 年に開催された COP19 では、2020 年以降の枠組みについて、すべての国に対し、各国が自主的に決定する約束草案（排出削減策や適応策などの国内対策全般）のための国内準備を開始し COP21 に十分先立ち約束草案を示すことに合意した。これは、COP21 で合意する排出削減策は、各国が自主的に決定するというボトムアップ型アプローチを新たに採用したことを意味した。

2014 年に開催された COP20 では、翌年の COP21 での合意に向け、交渉文書が合意されることが期待されたが、各国の慎重な対応もあり、新たな枠組みの交渉テキスト案の要素に合意し、その内容については更に検討することとどまった。また COP20 では、約束草案を提示する際に必要となる要素を決定し、2015 年の 3 月末までに可能な国は約束草案を提示することを求めることとなった。

2015 年 2 月に開催された ADP では、COP20 で合意できなかった交渉テキスト案が合意され、COP21 で法的拘束力を持つ国際合意が成立するための条件がととのった。

(2) 気候変動交渉をめぐる対立軸

本節では、気候変動交渉の場で繰り返し登場する対立軸を三つ紹介したい。

国別排出総量目標と政策協調

京都議定書で定められた先進国の排出抑制・削減数値目標が、気候変動対策の中心として注目された結果、気候変動ガバナンスにおいては、国別の排出総量目標が設定されることがいわば前提となった議論が散見される。排出総量目標は、地球全体の温室効果ガスの排出量を管理可能であり、その必要性も IPCC の報告書などで唱えられていることから、国別の排出総量目標設定がこれまでの研究の中心となってきたし、国際交渉でも主流の概念であった。他方、環境経済学や環境政策論などの研究成果の一部は、景気や天候など外部要因によって左右される国別の排出総量目標に代替する原単位目標の導入、再生可能エネルギーの導入目標や化石燃料への補助金撤廃などといった具体的な行動へのコミットメントなどを気候変動ガバナンスの目標として設定することが、国の政策努力をはかる共通の指標となるとしている。後者の意見がより強く反映されれば、それは気候

変動ガバナンスが変容することとなる。2013年以降の国際枠組みを作る際にも、両アプローチは、様々な場で多様な意見が議論された。

現時点は、ドーハ改正に合意した欧州などの先進国は、第二約束期間の間は国別排出総量目標が課せられているが、日本やロシアなどの国々は、2013年以降は京都議定書に基づく国別排出総量目標は設定されていない。また、ドーハ改正はまだ発効していないため、第二約束期間の国別排出目標は正式には法的拘束力を持っていない。したがって、本研究申請時に予測され、研究タイトルにも提示した数値目標失効後の世界が出現している。

他方、カンクン合意以降の交渉で多くの国の支持を集め、COP19で合意されたボトムアップ型アプローチでは、各国が国内対策を自主的に決定できることとなった。これに基づき、国別の排出総量目標以外の目標の提示も可能となった。3月末までに国内対策を提示した先進国は、国別の排出目標をかかげており、発展途上国がどのような形で今後国内対策を提示するか、注目が集まっている。

トップダウンとボトムアップ

国別排出総量目標にせよ、原単位目標にせよ、何らかの数値目標に合意する上で、国際交渉を通じて国際社会の対策が決定されるのが、トップダウン型アプローチである。他方、何らかの目標や政策を導入すること自体に国際交渉で合意し、その具体的な目標や政策の内容は、各締約国が自ら決めるのがボトムアップ型アプローチである。

気候変動問題に先立つ大気関連条約では、酸性雨関連の議定書でもオゾン層保護問題の議定書でもトップダウン型アプローチが採用されてきた。これに対し、気候変動枠組条約には195カ国が参加しており、その意思決定方式は多数決ではなく、コンセンサス方式であり、実質的には全会一致方式である。国別排出総量目標の義務化に消極的な立場をとる国もあり、そのような国々を含んだトップダウン型の意思決定には非常に手間と時間がかかるのが現実であった。

そこで、意思決定を早め、締約国が取る気候変動対策の柔軟性を確保する上で注目されたのが、ボトムアップ型アプローチである。このアプローチでは、締約国が自主的に実現可能な目標や政策を提案するため、締約国がイニシアチブを持つことから、ボトムアップ型アプローチと呼ばれる。

ボトムアップ型アプローチの利点は、各国が自国の状況に合わせた目標や政策を設定でき、国家主権を尊重する国際交渉において、よりスムーズに意思決定が進むことが期待される点である。他方、自国の便益を最大化しようとする、各国は他国の気候変動対策にただ乗りしようというインセンティブが生まれ、自ら厳しい目標や政策を導入しようとはしない。その結果、各国の目標を総合すると、最小限の合意しか生まれないという課

題がある。また、各国の目標が調整されないと、各国の目標が不公平なものになり得る。そのため、ボトムアップ型アプローチの場合、何らかの形で国際的な調整を行う方法が検討されており、その内容をめぐる議論が国際交渉の大きな焦点となっている。

京都議定書では、トップダウン型アプローチに基づき、先進国の数値目標が定められた。しかし、2013年以降の国際対策をめぐる国際交渉では、アメリカの京都議定書離脱、発展途上国の数値目標設定への消極性などから、議論が空転することが多く、コペンハーゲン合意・カンクン合意に見られるような、ボトムアップ型アプローチも模索されることとなった。本研究の期間内には、COP18で一部の先進国の第二約束期間の数値目標がトップダウン型で決定された。他方、2020年以降の国際制度については、先進国と発展途上国共にボトムアップ型アプローチでまとめることがCOP19で確認され、COP21に先だって各国に国内対策を通知することを求めつつ、法的拘束力を持つ国際合意をまとめる努力が現在もADPで行われている。

多国間主義と地域主義

気候変動対策では、他国の温室効果ガス排出削減努力にただ乗りすることが可能なので、各国は自ら率先して、費用がかかる気候変動対策を行うインセンティブは少ない。このような現状を打破するために、一国のみで進まない気候変動対策を世界全体で進める必要がある。その際に重要となる概念が、多国間主義（マルチラテラリズム）である。気候変動交渉でも、当初から国連傘下で世界各国の参加を求める政府間交渉会議を開催し、その後も常に多国間主義を取ってきた。

しかし、当時世界最大の二酸化炭素排出国であったアメリカが2001年に京都議定書の離脱を表明すると、多国間主義は危機に陥った。アメリカが自国の国益を最大化するために京都議定書を離脱したことは、他国にも影響を及ぼした。京都議定書発効のキャスティングボードを握ったロシアは、2003年から2004年にかけて、京都議定書の批准を外交カードに用い、世界貿易機関（WTO）加盟へのEUの支持という外交成果を勝ち取った。このように、米ロという世界の大国が自国の国益をむき出しにした外交を始めると、他国の妥協を前提とした自国の妥協の積み重ねによる気候変動対策の深掘りに必要な他国への信頼関係が失われはじめた。また、自国の国益をむき出しにして外交成果を勝ち取った国との不公平感を感じる国も増えた。その結果、多くの国々が自国の国益を最大化する過程で、他国との相対的利得を重要視するようになり、気候変動交渉の負け組にならないように立ち振る舞っているように見える。

多国間主義が危機に陥った結果、注目された概念が地域主義である。多国間主義では、参加各国の公平性の確保や信頼関係の維持

が非常に重要であるが、195 カ国が参加する気候変動交渉は、多様な国々の間で公平性や信頼関係を確保するために、極めて多大な外交努力が必要であり、容易ではない。その結果、より参加国が少なく同質性の高い地域主義が注目されることになったのである。

地域主義は、必ずしも多国間主義と相容れないわけではない。地域的な取り組みが世界中に網の目のように広がることを通じて、多国間主義の気候変動枠組条約下の国際制度と、地域的な取り組みが補完関係にある形の気候変動ガバナンスの進展も可能である。

気候変動問題では、先進国と発展途上国という経済的近接性に基づく国家間のグループ分けも非常に大きな役割を果たしているが、小島嶼国など気候変動の影響の近接性からなる国家間グループも存在するし、近年は、アフリカ諸国やラテンアメリカ諸国など、地理的近接性からなる国家間グループも存在する。これらの国家間グループは、様々な国際協力を通じて、気候変動枠組条約と代替的ではなく、補完的な関係を作ろうとしている。しかし、国際交渉の場では、利害が一致した国々が、交渉力を高めるために国家間グループを形成している事例が多い。

実質的には全会一致で意思決定を進める気候変動交渉では、ある国家間グループ、あるいは一国たりとも置き去りにできない。COP21 での合意の課題は、21 世紀の国際社会の現状を踏まえ、新興国や後発開発途上国など、発展途上国間の経済発展状況の多様化を反映したグループ間の公平性や信頼関係を踏まえた制度設計にあると言える。

(3) 気候変動交渉で見られる変化

次に、本節では、交渉過程で見られる変化を整理したい。

国際社会の変動と発展途上国への対応

気候変動交渉は、国際交渉であるため、国際社会の構造変動による影響を受ける。そもそも気候変動問題は、冷戦という国際政治の最重要課題が 1980 年代末に終結した後に浮上した国際的アジェンダの一つである。冷戦終結後、資本主義経済が世界に普及した結果、経済のグローバル化も進展し、市場統合や投資の自由化も相まって、グローバルに生産拠点や販売拠点を拡大する企業も増えた。この状況下で、気候変動政策が一国のみで行われた場合には、企業は生産拠点の移動という対応を行う。これにより、一見ある国で温室効果ガスの排出量は減少したように見えても、実際には他国で排出量が増えていることもありうる。グローバル化が進んだ社会では、このような炭素リーケージが懸念されており、国際的な対応が必要とされている。

21 世紀に入ると、新興国と呼ばれる国々が見せた著しい経済成長につれて、温室効果ガスの排出も急増している。化石燃料起源の二酸化炭素排出量は、2006 年にアメリカを抜き

中国が世界一位になった。2010 年のデータでは、中国とインドが世界 1 位と 3 位であり、世界 5 位、6 位の日本、ドイツの排出量を上回っている。このように、新興国での温室効果ガス排出量の急増という新たな状況にも、COP21 での合意は対応する必要がある。

しかし、気候変動枠組条約は、1992 年の世界を基準に附属書 1 国（先進国と旧計画経済諸国）と非附属書 1 国（発展途上国）の線引きを行っているため、新興国は他の発展途上国と同じグループとして扱われている。気候変動枠組条約は、共通だが差異ある責任原則のもと、発展途上国に対し様々な配慮が認められており、その一例として発展途上国向けの資金供与の問題があげられる。しかし、発展途上国の経済規模は様々であり、気候変動によって生じる悪影響も発展途上国毎に異なる。その結果、対象国や用途等に応じ、複数の資金メカニズムが気候変動枠組条約と京都議定書のもとで運用されている。さらに、気候変動枠組条約体制の外でも、様々な取り組みが始まっている。COP21 で合意される国際体制でも現行の資金メカニズムのあり方は、交渉課題の中心的なテーマの一つとなっている。発展途上国のうち、経済発展が進んだ新興国と経済発展から取り残されている後発発展途上国などに資金援助を含めどのように対応するかは、各国の削減目標とは異なるテーマでありながら、COP21 での合意に盛り込まれる重要な要素である。

排出量取引制度という実験

京都議定書で国際炭素市場の設立が合意された。排出量取引制度は、アメリカ国内では行われていたが、国際的な規模では実施されていなかった。その意味で、京都議定書で国際排出取引制度、クリーン開発メカニズム（CDM）共同実施が導入され、国際炭素市場成立への道を開いたことは、世界で壮大な実験が開始されたとも言える。

この実験は当初大きな成功をもたらした。2000 年以降、発展途上国で CDM プロジェクトが数多く実施され、発展途上国にとって、CDM は有用な資金調達方法の一つとなった。2005 年からは、EU 域内で排出枠取引（EU-ETS）が実施され、2005～07 年の第一フェーズ、2008～12 年の第二フェーズを経て、現在は 2013～20 年の第三フェーズが運用中である。世界最大の炭素市場となった EU-ETS に続き、他国でも排出量取引制度が開始された。

しかし、リーマンショックやユーロ危機により欧州の経済が一時的に停滞し、欧州域内では、割り当てられた排出枠内に排出量が収まる企業が増えた。さらに、京都議定書の第二約束期間に参加する国が減少し、2013 年以降の排出枠の需要が減少した。これらの結果、炭素価格は低迷し、取引高は減少している。そこで、市場メカニズムの再構築が 2020 年体制に向けて大きな課題となっている。

新たなテーマ

気候変動交渉では、温室効果ガス排出削減に続き、気候変動に対する適応策が近年注目されるようになった。適応策の国際枠組みが進むきっかけは、2006年に開催されたCOP12で合意されたナイロビ行動計画である。その後、適応というテーマは、COP13のバリ行動計画で将来枠組みの主要項目の一つに位置づけられた。COP16では、適応策に関する将来枠組みの大枠としてのカンクン適応枠組みが新設され、その具体的な制度設計が、現在の国際交渉で議論されている。

もう一つの新たなテーマが、REDD（森林の減少・劣化の抑制）あるいはREDD plus（REDDに、森林保全、持続可能な森林管理などを加えたもの）と呼ばれるテーマである。気候変動抑制に向けて、減少が進む熱帯林の減少抑制や劣化の抑制は、発展途上国の森林国にとって重要な政策課題であった。とりわけ、熱帯林減少を止める努力に炭素クレジットを付与する提案は、注目を浴びた。2005年に開催されたCOP11から交渉課題とされ、バリ行動計画でも緩和策の一つとしてREDD plusが位置づけられた。その後の交渉では制度設計が進み、現在も交渉は進行中である。

(4) 気候変動ガバナンスの場

気候変動枠組条約下の国際交渉に代わる気候変動ガバナンスの場は、さほど機能していない。例えば、ブッシュ政権の主導で2005年に設立された、クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップは、アジア太平洋地域のエネルギー問題に焦点を当て、少数の主要排出国で官民を交えたパートナーシップを築き、世界にアピールすることを目指していた。しかし、その活動は、2007年10月の第二回閣僚会合前後がピークで、その後は、中国の意欲低下や、アメリカの政権交代による意欲低下などにより、2011年の第9回会合をもって、機能が停止した。

2012年に地球サミットの20周年を迎えて開催されたリオ+20会議でも、気候変動問題は議論された。この会議では、気候変動の重要性と対策の必要性に触れ、気候変動枠組条約や京都議定書の下での交渉に基づいて進歩することが合意に盛り込まれた。このように、気候変動枠組条約体制は、国際体制作りのほぼ唯一の場として気候変動ガバナンスの中心的な位置を現在も占めている。

(5) まとめ

コペンハーゲンの挫折に見られるように、現在の国際交渉は国家間ブロックの利害関係が大きな影響力を持っている。多くの国々がより自国の国益を重視する行動をとるようになった。さらに、多国間主義が後退し、地域主義的な行動や発言が増え始めている。その結果、気候変動交渉は、2000年代に入りやや停滞気味であったと言える。

そのような中、全会一致制のもとで、多様

な先進国・発展途上国を含む国益を踏まえつつ、全締約国が合意できる仕組みを成立させるための努力が、本研究の研究期間の間、気候変動交渉でなされてきた。2015年12月に開催されるCOP21で合意予定の変容した気候変動ガバナンスの形成過程では、気候変動交渉参加国が重視している点として、京都議定書や炭素市場で明らかになった国家間の不公平感を払拭し、意思決定が頭越しになされないことをあげた。その上で、本研究では、数値目標失効後の変容した気候変動ガバナンスの特徴は、各国が自主的に決定した国内対策を積み上げて気候変動抑制を目指すボトムアップ型アプローチにあると分析した。それは、京都議定書に比べ機能が低下したともとれるが、発展途上国も含む多くの国々が国内努力を進めることにつながれば、必ずしも機能が低下したとも言い切れない。あと1年を切った期間でいかに全締約国の気候変動対策への取り組みを強化する仕組みに合意できるかが注目される。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計2件)

小野田真二、沖村理史「国連持続可能な開発会議(リオ+20)交渉と地球環境ガバナンス グリーン経済の議論を中心に」『総合政策論叢』査読有、25号、2013年、29-30頁。

沖村理史「北東アジアにおける国際環境問題と国際環境制度 - 環境ガバナンス・システムとしての役割と課題 -」『北東アジア研究』査読無、23号、2012年、47-58頁。

[学会発表](計1件)

沖村理史「北東アジアにおける国際環境問題と地域協力」第18回環境法政策学会2014年度学術大会、2014年6月14日、名古屋大学。

[図書](計2件)

沖村理史「北東アジアにおける国際環境問題と国際環境協力」環境法政策学会編『アジアの環境法政策と日本』商事法務、2015年、86-101頁。

沖村理史「日本の環境政策」簗原俊洋編『ゼロ年代日本の重大論点 - 外交・安全保障で読み解く』柏書房、2011年、276-277頁。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

沖村 理史 (OKIMURA, Tadashi)
島根県立大学・総合政策学部・教授
研究者番号：50453197